

2023年10月20日

各位

株式会社福井銀行

全銀システム障害に伴うお客さまへの補償対応について

2023年10月10日（火）から11日（水）にかけて発生した「全銀システム」の障害による影響で、振込取引など各種サービスにおいて、お客さまにご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

福井銀行は、全銀ネット加盟金融機関による「全銀システム障害に伴うお客さまへの補償にかかる申し合わせ」(<https://www.zengin-net.jp/announcement/>)に基づき、お客さまに生じた追加費用等の補償について対応いたしますので、お知らせいたします。補償に関するご相談は下記「お問い合わせ先」までご連絡をお願い申し上げます。

記

1. 補償の対象

福井銀行のお客さまで、今般の全銀システム障害による影響により、「振込ができない」「着金が遅れた」等の事由によって、お客さまが被った「手数料」「延滞金・遅延損害金」「貸越利息/借入金利」等、直接的な金融取引において発生した追加費用等。

補償の対象となるお取引の事例		ご提示をお願いする 確認資料（例）
各種手数料	振込手数料 （差額）	取引先への振込が着金しないため、別の銀行への振込を行った。 ・通帳の移動明細 ・ATMご利用控え ・領収書 等
	組戻手数料	取引先への振込が着金しないため、別の銀行への振込を行った。二重振込となったため最初の振込を組戻した。 ・通帳の移動明細 ・領収書 等
	自己宛小切手 発行手数料	取引先への振込ができそうにないため、自己宛小切手で対応した。自己宛小切手発行に手数料を要した。 ・通帳の移動明細 ・領収書 等
延滞金・ 遅延損害金	振込着金が遅れたため、返済や口座振替ができず延滞金・遅延損害金が発生した。	各事業者からの延滞金 計算書 等
貸越利息/ 借入金利	振込資金が遅れたことに伴い預金残高不足となった。 それを補うために貸越や借入を利用し利息が発生した。	・利息計算書 ・通帳の移動明細 等

※お申し出いただいた後、当該障害との因果関係を確認し、追加費用等の補償を実施いたします。

手続きには一定の期間が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

2. お問い合わせ先

お取引店または下記のお客さま相談室までお問合せください。

株式会社福井銀行 お客さま相談室
電話番号：0120-291-011（平日 9 時～17 時）

以 上